玄海原発再稼働に関する要請書

九州電力に住民説明会開催を求めるなど 知事は国追随でなく県民の命を最優先にしてください

2015 年 10 月9日

佐賀県知事　山口祥義　様

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会
代表　石丸初美
プルサーマルと佐賀県の100年を考える会
共同世話人　野中宏樹

九州電力は川内原発 1 号機について、火山、地震、過酷事故対策、避難計画など、問題山積の上に、地元住民の理解も得ないままに再稼働を強行しました。いまだ収束しない福島原発事故の甚大な犠牲を踏みにじるものであり、断じて許すことができません。

田中俊一・原子力規制委員会委員長は規制基準に合格したからと言って「安全とは申し上げない」と公言しました。そうした緩すぎる基準の下での再稼働に対して、これまで多くの市民が不安や疑問の声をあげてきましたが、九電はそれらに真摯に答えず、また慎重さを求める専門家の意見さえも聞き入れませんでした。

鹿児島県のみならず宮崎県、熊本県など各地の自治体議会からは住民説明会開催の陳情が相次いで採択されましたが、九電は無視し続けています。住民の不安と不信は高まるばかりです。

次に再稼働をもくろむ玄海原発においては、九電主催の住民説明会の開催について、瓜生社長は 9 月 4 日の記者会見において「現時点で考えていない」と否定されました。同 3 日の佐賀県議会原子力安全対策等特別委員会においても山元春義取締役は同様の発言を公式にされました。

玄海原発でひとたび大事故が起きれば、私達の故郷が放射能によって汚染され、二度と帰れなくなるのです。命が傷つけられるのです。被害者になる可能性のある地域住民に対して、住民説明会を自ら開催し、事業当事者として当然の説明責任を果たすことを拒否する九電の態度に不信感を覚えます。

貴職は 9 月 16 日の県議会一般質問において「事業者として説明責任はある」と答弁されました。当然のことです。一方で、説明会の持ち方は「基本的には国が決めていく」（9 月 8 日の記者会見）とも言われました。「地元同意の範囲」についても「決めていくのは国」（8 月 19 日記者会見）だと、国追随の姿勢を見せています。

また、伊万里市の求める「立地自治体並み安全協定の締結」についても「九電さんと伊万里市さんの話だ」（8 月 19 日記者会見）として、他人事のような姿勢です。

知事は「佐賀のことは佐賀で決める」「県民に寄り添う」をスローガンに知事選に勝利されました。また、「県民の安全を守ることが佐賀県知事である私に課された使命だ」（9 月 24 日付の私達への回答）と言われました。しかし、この 9 か月の発言や行動を見る限り、それらの言葉に実態が伴わず、県民の命を最優先にする姿勢が感じられません。「やらせ」事件をはじめとして古川・前県政時代に醸成された佐賀県の原子力行政に対する不信感はまったくといっていいほど払拭されていないのです。

昨年 10 月 1 日の県議会原子力特別委員会において古川前知事は 30 キロ圏の住民について「どこに避難するのかという自分の身を守る一番基本的な事柄すらまだなかなか周知ができておりません」と発言しました。まったくその通りだと思います。玄海原発の再稼働の危険

性や事故時の避難計画について、県民はいまだ十分な情報も与えられていません。再稼働を大前提に一方的に話が進められても困るのです。

以下、要請いたします。県としてどのように考え、どのように対処される方針なのか、具体的にご回答ください。

【要請事項】

国も佐賀県も「もし事故が起きたら、国が全責任を持つ」と言いますが、放射能汚染から水や大地を守れるはずがありません。

玄海原発で事故が起きた時に、佐賀の水と大地、県民の命をどう守るのでしょうか。

九州電力に対して、佐賀県内全 20 市町において、九電主催で公開の場で、参加制限を設けることなく住民説明会を開催するよう求めることを要請します。

以上

【連絡先】玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会
〒840-0844　佐賀市伊勢町 2-14
TEL：0952-37-9212　　FAX：0952-37-9213
携帯：090-3949-2103（永野）